

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

福 安 金之助

第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和3年10月8日、14日

2 監査の対象とした部課

教育部 生涯学習推進課

環境経済部 産業課（緑と花のセンター）

市民協働部 市民課、税務課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則（以下「規則」という。）及びみよし市つり銭等取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、現金及び切手等現金に準ずるものの取扱い及び保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) 要領第4条による、借用手続きが適正にされているか。
- (2) 要領第5条による、現金出納簿及びコピー代出納月計簿は整備されているか。
- (3) 規則第8条による、収納金出納簿は整備されているか。
- (4) 現金出納簿等は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (5) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (6) 出納金・釣銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (7) 現物は、現金出納簿、出納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (8) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに前記着眼点に沿って監査を実施しましたので、その結果を報告します。

1 教育部 生涯学習推進課

令和3年10月8日午前9時25分から、生涯学習推進課長及び主事立会いのもと監査を実施しました。

コピー機つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けにすべて入れられており、私金との混同はありませんでした。また、コピー機料金受けの鍵は、施錠できる場所に適正に保管されていました。

講座受講料及び図書館交流プラザ利用料のつり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、私金との混同はありませんでした。また、手持ち金庫については、施錠のできる場所に適正に保管されていました。

監査当日の現金は、要領第5条に規定する現金出納簿の10月分が整備されていませんでしたが、講座受講料及び図書館交流プラザ利用料の入金はなく、会計管理者より借用したつり銭のみであることを確認しました。コピー代金については、毎月月末に職員が確認し、コピー代出納月計簿に記入され、コピー代出納月計簿の金額と一致していました。しかしながら、記載されている入金日と実際に金融機関に払込された日が異なっていました。

これまでに窓口で受けた現金については、規則第8条に規定する収納金出納簿の金額と調定書に添付されている領収書の合計は一致し、規則に基づき整備されていました。

2 環境経済部 産業課（緑と花のセンター）

令和3年10月8日午前10時50分から、環境経済部次長及び主事立会いのもと監査を実施しました。

緑と花のセンター使用料のつり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫については、施錠できる場所に適正に保管されていました。

監査当日の現金は、要領第5条に規定する現金出納簿及び規則第8条に規定する収納金出納簿の金額と一致し、要領及び規則に基づき作成されていました。しかしながら、収納金出納簿の差引保管額に記載されている金額の中で、入金されたことが確認できない金額がありました。

後日、担当課で確認したところ、すでに入金されていたにもかかわらず収納金出納簿の払込額に記入を忘れたため、差引保管額に計上されたままになっていたとの報告がありました。

3 市民協働部 市民課

令和3年10月14日午後3時50分から、市民課主事立会いのもと監査を実施しました。

つり銭は、開庁時には市民課窓口のレジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ、施錠のできる場所に適正に管理されていました。

監査当日、レジ内の現金を確認した結果、つり銭と当日分手数料（収入金及び定額小為替）が保管されており、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。現金は、要領第5条に規定する現金出納簿及び規則第8条に規定する収納金出納簿の金額と一致し、要領及び規則に基づき作成されていました。

4 市民協働部 税務課

令和3年10月14日午後4時30分から、税務課長及び副主幹立会いのもと監査を実施しました。

つり銭は、開庁時には税務課窓口レジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ、施錠できる場所に適正に管理されていました。

監査当日、レジ内の現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。現金は要領第5条に規定する現金出納簿及び規則第8条に規定する収納金出納簿の金額と一致していました。要領及び規則に基づき作成されましたが、収納金出納簿が規則に定める様式と異なっていました。

第5 監査意見

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則、みよし市つり銭等取扱要領等に基づいて概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、要領第5条により出納員又は現金取扱員は、現金出納簿を備え、毎日の現金残高を金種ごとに記録しなければならないとされているが、一部の課では監査月の記録がされていない、また記録の記入誤り、記入忘れがあるなど管理がなされていませんでした。今後、要領に沿って事務手続きが適正に行われるようお願いします。

なお、監査当日各課で不備が見られた事項について、緑と花のセンターの不備事項は後日、所長より監査委員に説明があり、その他書類等の不備事項は、監査委員事務局職員が確認したところすべて是正されていました。